

入札保証金について

1 入札保証金について

競争入札参加者又はその代理人（以下「競争入札参加者等」という。）は、下記（７）により入札保証金を免除される場合を除いて、指定する期日までに入札保証金又は入札保証金に代える担保（以下「入札保証金等」という。）を所定の手続に従い、地方独立行政法人埼玉県立病院機構に納付又は提出しなければならない。

（１）入札保証金等の額

入札保証金等の額は、見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）に入札保証金の率（１００分の５以上）を乗じた額とする。

【算式】

見積もった契約希望金額（税込）× ０．０５以上

なお、単価契約においては、見積もった契約希望単価に予定数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税を加えた額を見積もった契約希望金額とする。

（２）入札保証金の納付

競争入札参加者等が、入札保証金を納付する場合は、次の方法によるものとする。

地方独立行政法人埼玉県立病院機構が発行する「払込書兼領収書」により、入札保証金相当額（上記（１）の額）を地方独立行政法人埼玉県立病院機構の取引金融機関に払い込む。

この場合には、当該「払込書兼領収書」の写しを入札受付締切日時までに本件入札を執行する担当窓口へ提出すること。

（３）入札保証金に代える担保の提出

競争入札参加者等は、上記（１）の入札保証金に代える担保を提出する場合は、下表のうち該当する担保を入札受付締切日時までに本件入札を執行する担当窓口へ提出すること。預かり時、当該担保と引換えに「預り証」を交付する。

この場合の入札保証金に代える担保の種類及び価値は次のとおりとする。

区分	種 類	価 値
ア	国債及び地方債	債権金額
イ	政府の保証のある債券	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の８割に相当する金額
ウ	銀行等が振出し若しくは支払保証をした小切手	小切手金額
エ	銀行等が引受け、保証若しくは裏書をした手形	手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額
オ	銀行等に対する定期預金債権	当該債権証書に記載された債権金額
カ	銀行等又は保証事業会社の保証	その保証する金額

(4) 入札保証金等の還付

入札終了後、地方独立行政法人埼玉県立病院機構は、入札保証金等を納付した非落札者に対して、次の方法により当該入札保証金等を還付するものとする。

ア 地方独立行政法人埼玉県立病院機構が発行する「払込書兼領収書」により納付した場合は、当該「払込書兼領収書」(写しでも可)を添付した「還付請求書」(該当者に配布)の提出により還付する。

イ 入札保証金に代える担保を提出した場合には、提出時に交付した「預り証」に領収の旨を付記し記名押印したものを提出することによりこれを還付する。

(5) 落札者が契約を締結しない場合の入札保証金の帰属

契約の相手方となるべき者が納付した入札保証金等は、その者が契約を締結しないときは、地方独立行政法人埼玉県立病院機構に帰属する。

(6) 契約保証金への充当

落札者に係る入札保証金等は、当該落札者について納付すべき契約保証金がある場合には、これに充当する。

(7) 入札保証金の免除

次に掲げる場合は、地方独立行政法人埼玉県立病院機構契約事務取扱規程第6条の規定に基づき入札保証金の納付を免除することができる。

ア 入札に参加しようとする者が保険会社との間に法人を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 入札に参加しようとする者が銀行等又は保険事業会社と契約保証の予約をしたとき。

ウ 地方独立行政法人埼玉県立病院機構契約事務取扱規程第3条に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が種類及び規模をほぼ同じくする契約を当該年度を含めて過去5年度以内に2回以上全て誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

ア又はイの場合には当該保険証書等を入札受付締切日時までに、ウの場合には条件を満たす契約書の写し及び履行を証明するものを、入札参加申込締切日時までに本件入札を執行する担当窓口に提出しなければならない。

【留意点】

- ・ウに該当する場合、履行を証明するものとして、①検査調書、検収書等の写し、②履行証明書、③代金を受領した預金通帳等の写しを添付すること。

契約保証金について

1 契約保証金について

契約の相手方は、下記（６）により契約保証金を免除される場合を除いて、契約保証金又は契約保証金に代える担保（以下、「契約保証金等」という。）を所定の手続に従い、地方独立行政法人埼玉県立病院機構に納付又は提出しなければならない。

（１）契約保証金等の額

契約保証金等の額は、契約額（消費税及び地方消費税を含む。）に契約保証金の率（１００分の１０以上）を乗じた額とする。

【算式】

契約額（税込）× ０．１以上

なお、単価契約においては、契約単価に予定数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税を加えた額を契約額として計算する。

（２）契約保証金の納付

契約の相手方が契約保証金を納付する場合は、次の方法によるものとする。

地方独立行政法人埼玉県立病院機構が発行する「払込書兼領収書」により、契約保証金相当額（上記（１）の額）を地方独立行政法人埼玉県立病院機構の取引金融機関に払い込む。

この場合には、当該「払込書兼領収書」の写しを契約の相手方である病院の担当窓口へ指定された期日までに提出すること。

（３）契約保証金に代える担保の提出

契約の相手方は、上記（１）の契約保証金に代える担保を提出する場合は、下表のうち該当する担保を契約の相手方である病院の担当窓口へ指定された期日までに提出すること。預かり時、当該担保と引換えに「預り証」を交付する。

この場合の契約保証金に代える担保の種類及び価値は次のとおりとする。

区分	種 類	価 値
ア	国債及び地方債	債権金額
イ	政府の保証のある債券	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の８割に相当する金額
ウ	銀行等が振出し若しくは支払保証をした小切手	小切手金額
エ	銀行等が引受け、保証若しくは裏書をした手形	手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額
オ	銀行等に対する定期預金債権	当該債権証書に記載された債権金額
カ	銀行等又は保証事業会社の保証	その保証する金額

(4) 契約保証金等の還付

地方独立行政法人埼玉県立病院機構は、契約の相手方が納付又は提供した契約保証金等について、契約に基づく給付が完了したとき、その他これを返還する事由が生じたときは、契約の相手方に対して次の方法により当該契約保証金等を還付するものとする。

ア 地方独立行政法人埼玉県立病院機構が発行する「払込書兼領収書」により納付した場合は、当該「払込書兼領収書」(写しでも可)を添付した「還付請求書」(該当者に配布)の提出により還付する。

イ 契約保証金に代える担保を提出した場合には、提出時に交付した「預り証」に領収の旨を付記し記名押印したものを提出することによりこれを還付する。

(5) 契約不履行の場合の契約保証金の帰属

契約の相手方がその契約上の義務を履行しなかった場合は、契約保証金は地方独立行政法人埼玉県立病院機構に帰属する。

(6) 契約保証金の免除

次に掲げる場合は、地方独立行政法人埼玉県立病院機構契約事務取扱規程第26条第2項の規定に基づき契約保証金の納付を免除することができる。

ア 契約の相手方が保険会社との間に法人を被保険者とする履行保険契約を締結したとき。

イ 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

ウ 地方独立行政法人埼玉県立病院機構契約事務取扱規程第3条に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が種類及び規模をほぼ同じくする契約を当該年度含めて過去5年度以内に2回以上全て誠実に履行したもののについて、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

ア又はイの場合には当該保険証書等を、ウの場合には条件を満たす契約書の写し及び履行を証明するものを、契約の相手方である病院の担当窓口に指定された日時までに提出しなければならない。

【留意点】

- ・ウに該当する場合、履行を証明するものとして、①検査調書、検収書等の写し、②履行証明書、③代金を受領した預金通帳等の写しを添付すること。

電子くじについて

地方独立行政法人埼玉県立病院機構では、以下の電子くじで落札者を決定します。

1 電子くじの手順

- (1) 各入札者の「電子くじ番号」は、以下の方法で計算します。
- (2) この「電子くじ番号」の計算にあたっては、次の項目を用います。
 - ① 入札案件番号
 - ② 入札明細番号（1つの公告（入札案件番号）で、複数の入札を行う場合の連番）
 - ③ くじ対象者が指定したくじ番号の合計値
 - ④ 業者番号
 - ⑤ くじ対象者が指定したくじ番号
- (3) 上記(2)の項目を連結した文字列（電子くじ番号基準値⑥）をハッシュ関数（SHA-1）に代入して、「電子くじ番号」（16進数）⑦を計算します。
- (4) この「電子くじ番号」の大きい順くじ順位⑧をつけ、1位である者がくじ当選者（落札者）となります。

入札案件番号	0110001	①	※ 入札公告等で公示した案件番号			
入札案件名	テスト入札					
入札明細番号	7	②	※ 一つの公告（入札案件番号）で、複数の入札を行う場合の連番			
くじ番号の合計	999	③	※ 下表のくじ番号を合計したもの			
業者番号 (頭0を含む。)	業者名	くじ番号	電子くじ番号基準値 (入札案件番号、項番、くじ番号の合計、業者番号、くじ 番号の連結)	電子くじ番号 (電子くじ番号基準値をハッシュ関数SHA-1で処理し16進数で表記したもの)	くじ順位 (電子くじ番号 の大きい順)	落札
888888888	A株式会社	111	0110001799988888888888111	0B60DF7F0F3466A12B94D262EABE57D1827A8858	⑧ 3	
555555555	株式会社B	333	011000179995555555555333	D2A78416AF075F5798E6779E85F6956076D81608	1	○
333333333	C販売株式会社	555	011000179993333333333555	26545D17A5840B99603D1DF755D24A6C9181000	2	

① ② ③ ④ ⑤

2 電子くじの公平性・透明性

- (1) 「電子くじ番号」の計算には、SHA-1というハッシュ関数を採用しています。ハッシュ関数には、代入する値が少しでも異なると、全く異なった計算結果になり、かつ、計算結果は規則性を持たないという特徴があります。したがって、特定の入札参加者が有利になることはありません。また、くじ順位が有利になるような「くじ番号」を事前に知ることもできません。
- (2) 「電子くじ番号」の計算に用いる「電子くじ番号基準値」は、①入札案件番号、②入札明細番号、③くじ対象者が指定したくじ番号の合計、④業者番号、⑤くじ対象者が指定したくじ番号 を連結した文字列としています。したがって、入札参加者も入札執行者も意図的な操作を行うことができません。
- (3) ハッシュ関数SHA-1は仕様が公開されており、入札参加者は「電子くじ番号基準値」から「電子くじ番号」を再計算することが可能です。くじの結果を客観的に検証することができ、透明性が確保されています。